

無線設備規則の一部を改正する省令要綱

第一 改正内容

一 国際民間航空条約第十附属書の改正に伴う航空用DME及びVORに係る無線局の無線設備の技術基準を改めること。
(第四十五条の十二の五及び第四十五条の十二の八関係)

二 その他規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。